

東遠カルチャーパーク総合体育館の「条例」「施行規則」「公募要項」
見直しに関する委員の主な意見

【1 議論の前提条件について】

- (1) 赤字運営は悪であるという認識で施設管理を考え、独立採算による経営ができるような環境づくりをすることが必要である。
- (2) それには、市の関与や縛りを無くすこと、すなわち「条例」や「規則」、「公募要項」などに記してある、市の関与を最小限にすることが本審議会における抜本的な改革のメインテーマとする。

【2 条例について】

- (1) 指定管理者制度の中では、「この施設を設置して何を成し遂げたいのか」など、施設設置目的を市がはっきりと示し、それを指定管理者が十分に理解し、対応することが必要である。
- (2) 教育委員会は、「経営」には馴染まない組織であるとの考えから、管理者を「教育委員会」から「市長」に変更したほうが良い。
- (3) 「開館時間」「休館日」に関して、
 - ① 市が条例や規則で定めずに、指定管理者の裁量で自由に設定すべきである。
 - ② 指定管理者が自由に決めるのではなく、市は原則を示して、最低限の条件を示すべきである。
- (4) 独立採算に関して、
 - ① 条例には、経費と収入の差額を相殺する（収支均衡を図る）ことに加え、経営ガバナンスを働かせるため、「施設運営権利金(※1)」を市に支払うことを明確に記載すべきである。
※1：施設を運営する権利に対する対価のこと。民間でいう「賃借料」と同義である。
 - ② 独立採算の実現は難しいと思う。できるかできないか、きちんと調査した上で、それに応じて条文を設定すべきである。
- (5) 条例第3条「体育館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める」の削除に関して、
 - ① 地方自治法（平成15年7月総務省自治行政局長通知）で、「条例に規定すべき事項」としてある以上、法律に従い、その通りに定めるべきである。
 - ② 将来に向けての抜本的対策を検討している訳で、削除が妥当な内容であれば、現法律に拘泥することなく扱うべきである。

【3 規則について】

※前ページ2(2)及び(3)と同じ

【4 公募要項について】

- (1) 市が「指定管理者が行う業務」を決めた上で公募するのではなく、指定管理期間を含め、指定管理者が事業計画の中で管理運営上必要な業務を自由に提案するスタイルに変更すべきである。
- (2) 収入が経費を上回った場合、収益の何%かを市に支払う仕組みよりも、行政財産の使用料や家賃など、固定的な収入をもらう方が良いと思う。
- (3) 「部分委託」に関して、
- ① 部分委託は許可すべきではない。
体育館本来の設置目的は、広く市民を対象としたスポーツ振興や健康づくりだと思いが、施設の特利用団体が施設の一部を管理することになった場合、特定の団体のみが利用することになったり、クラブに入会しないと施設を利用できなくなったりしないか心配である。
 - ② 管理運営上、業務を効率的・効果的に行うことができるならば、業務の一部を第三者に委託しても良いのではないか（相手の得意分野を活かし、協働の精神で施設管理を行うという視点）。
- (4) 協働型の部分委託に関して、
- ① 「市は受託者として適格な者を推薦する」という項目があるが、市が特定の団体等に便宜を図り推薦することは、癒着の温床になりがちであり、外した方が良い。
 - ② 「推薦」ということでなく、「情報を提供する」に改めたらどうか。
→この結果、資料1(P18)公募要項20(3)については、
「また、市は市民協働を推進する観点から、協働型の部分委託について、受託者として適格な者の情報を提供することがあります。」に修文した。
- (5) 指定管理者の報告義務に関して、
- ① 自主事業の実施状況については、毎月報告させ、状況把握した上で、適切な運営が行われているか市がチェックすべきと思う。
 - ② ①指定管理者と市は、事業計画書の内容を双方で協議した上で協定を結ぶため、自主事業の実施内容についても市は事前に認めている。
 - ② 協働の精神から、指定管理者と市は対等な立場であるため、相手を信頼して任せるといふ姿勢が必要である。
 - ③ 経営できる環境づくりのため、市の関与を最小限にすることをコンセプトとして議論してきた。このことから指定管理者からの報告事項は、施設の月別利用者状況や利用者の声など、必要最低限の報告を受ければ良いとする。